

JUMONJI AUTO FAMILY CLUB 会員 契約同意書

第1条 (趣旨)

Jumonji Auto Service (以下甲という)は、_____ (以下 乙という) に対して本契約書の条項に従って、別紙記載 (会員特典) のサービス、及び保守サポート契約を締結した。

第2条 (保守サービス料金)

本契約による消費税別の保守サービス料金は、US \$ 230.00 + Tax とする。但し、乙は甲に保守サービス料金および消費税を、保守サービスが開始される前に甲が店頭もしくは、Check を指定住所に郵送し支払うものとし、第4条に基づく解除、その他途中解約がなされた場合でも、乙が甲に支払った保守サービス料金および税金は、乙に返却しないものとする。

第3条 サービスの中断、中止

1. 甲は天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、会員に事前に通知することなく、乙に対する Jumonji Auto Family Club の全部、または一部を停止する措置をとることが出来るものとし、
2. 甲は、サービスの保守に必要なメンテナンスのため、Jumonji Auto Family Club の運用を中止、中断する場合には甲が適当と判断する方法で事前に会員にその旨通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。

第4条 (契約の解除)

甲または乙の都合により契約が解除される場合、解約返戻金は以下の通りです。乙がクーリングオフ期間内契約の解除を申し出た場合には、甲は無条件で契約を解除します。

契約は、年契約とし、原則的に途中解約は契約の終了を意味し、甲からの返金は無い。ただし、甲と乙の協議により途中解約が正当であるものと甲が判断した場合、乙は甲が定める解約賠償金を差し引いた金額を返還されるものとする。

解約賠償金とは、【(年会費 - \$100.00) ÷ 12 x 残月数】 とする。

第5条 (有効期間)

契約の有効期間は、契約日から1年間とします。但し、乙が継続して甲のサービスの提供を希望する場合は、契約を更新する。この場合、年会費その他甲の定める料金を支払う。契約内容に変更のある場合は、甲乙協議の上、変更して契約を更新する。

第6条 管轄裁判所

1. Jumonji Auto Family Club に関連して乙と甲との間で紛争が生じた場合には、乙と甲

JUMONJI AUTO FAMILY CLUB 会員 契約同意書

とで誠意をもって協議するものとします。

2. 協議によっても解決しない場合には、Houston 専属管轄裁判所とします。

第3条（保守サービス開始日）

本契約による保守サービス開始日は、 年 月 日よりとする。

甲： Jumonji Auto Service

乙： _____

住所： 9150 Emnora Ln. #A

住所： _____

Houston TX. 77080

電話： 713 - 464 - 1500

代表取締役 Keizo Jumonji

氏名： _____

氏名： _____

署名 _____

署名： _____

クーリングオフのお知らせ

1. 契約日（会員契約書第4条）を含む8日間は無条件で契約を撤回することができます。
2. 前1項の場合、既に支払った金額は全額返金を受けることができます。
3. クーリングオフの効力は、郵便消印日付けから生じます。